

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 ○○○会	チェック欄
	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかるわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。	
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合		<input type="radio"/>
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
二 暴力団の構成員等 ^(注2)		
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります ^(注3) ）。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
二	暴力団の構成員等の有無	有・無
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、申請時の各役員分の「住民票の交付請求に関する同意書」、合併の認定申請時に、申請時の各役員分の「住民票記載情報の提供に関する同意書」を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい・いいえ
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい・いいえ
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ



- 「住民票の交付請求に関する同意書」「住民票記載情報の提供に関する同意書」は、毎事業年度提出する役員報酬規程等提出書に添付することは不要です。



- 滞納処分に係る納税証明書は、毎事業年度提出する役員報酬規程等提出書に添付することは不要です。
- 従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

- 認定・特例認定申請書に添付する納税証明書は、当該認定・特例認定申請の直前の納税証明書を添付してください。
- 納税証明書の交付申請手続きの際は、次のことにご注意ください。

(1) 所轄税務署長から交付を受ける滞納処分に係る納税証明書（交付窓口：所轄税務署）

- ア 納税証明書「その 4」（滞納処分を受けたことのない証明用） の交付請求を行ってください。
- イ 納税証明書の証明期間は、納税証明書の交付日から遡って過去 3 年間としてください。
- ウ 認定・特例認定の申請、認定の有効期間の更新申請に必要な部数は 1 部です。

(2) 宮城県知事から交付を受ける滞納処分に係る納税証明書（交付窓口：県税事務所）

- ア 過去 3 年間以内に滞納処分を受けたことがないことの証明書 の交付申請を行ってください。
- イ 交付申請書には、次のとおり記載してください。
 - (ア) 使用目的欄
 - (認定申請の場合) 「認定 N P O 法人制度の認定申請のため」
 - (特例認定申請の場合) 「特例認定 N P O 法人制度の特例認定申請のため」
 - (認定の有効期間の更新申請の場合) 「認定 N P O 法人制度の認定の有効期間の更新申請のため」
 - (イ) 証明事項欄
 - 「過去 3 年間以内に滞納処分を受けたことがないこと」
 - (ウ) 税目欄
 - 「全ての県税」
- ウ 認定・特例認定の申請、認定の有効期間の更新申請に必要な部数は 1 部です。

(3) 仙台市長から交付を受ける滞納処分に係る納税証明書（交付窓口：区役所税務会計課、宮城総合支所税務会計課、秋保総合支所税務住民課）

- ア 過去 3 年間以内に滞納処分を受けたことがないことの証明書 の交付申請を行ってください。
- イ 交付申請には必ず、「納税証明（公益認定等申請用）交付申請書」をお使いください。
(交付申請書に「公益認定等申請用」と記載されていることをご確認ください)
この「納税証明（公益認定等申請用）交付申請書」は、次のホームページからダウンロードできます。
<https://www.city.sendai.jp/zese-kanri/download/bunyabetsu/shize/zeshome/noze.html>
- ウ 認定・特例認定の申請、認定の有効期間の更新申請に必要な部数は 1 部です。